

長 第 761 号
平成25年2月12日

指定居宅サービス事業者(通介護・通リハ)
指定介護予防サービス事業者(通介護・通リハ)
各指定介護老人福祉施設開設者
各介護老人保健施設開設者
各指定介護療養型医療施設開設者
各老人短期入所施設開設者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各老人福祉センター管理者
各生活支援ハウス管理者
各有料老人ホーム施設長
各サービス付き高齢者向け住宅開設者
各関係団体の長

様

和歌山県長寿社会課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について

社会福祉施設等の防火安全体制については、集団指導や実地指導の機会を通じて徹底をお願いしてきたところです。

今般、2月8日に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災を踏まえ、消防庁及び厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

介護を要する者等が入所・入居する社会福祉施設等において火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれが非常に高いことから、今回の火災事故を踏まえて、貴施設におかれでは、防火安全体制を再度点検のうえ、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保する等、防火安全対策に万全を期していただきますよう改めてお願いいいたします。介護老人福祉施設用の実地指導調書（防災関係抜粋版）を添付していますので、防火安全体制の再点検にご活用下さい。

長寿社会課 サービス指導班
TEL:073-441-2527
FAX:073-441-2523

II 防災対策

A 適正 B 不十分(努力義務未実施及び処理遅延) C 不適正(法令通知・法人諸規程違反等)

実地指導検査事項	検査結果	根拠法規等
1 非常災害対策		
① 資格を有する防火管理者が選任され、所轄消防署に届出されていること。	A B C	指定基準第26条 指定解釈第4-24 特養基準第8条 特養解釈第1-7 消防法第8条 消防法施行令第1条の2第3項 第3条、第4条 消防法規則第3条
○ 防火管理者の選任・届出について指導事項はあるか。 有	無	
※ 老人福祉施設、介護老人保健施設 30人以上の施設 防火管理者の責務 ・消防に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備 ・消防計画を作成し、これに基づく消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施 ・非常持ち出し品、入所者(避難対象者)名簿の整備 ※ 消防計画策定(変更)届出書 所轄消防署の受理印のあるもの		
② 非常災害に関する具体的な計画(消防計画、風水害、地震対策、津波避難等計画)が定められていること。	A B C	社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について(S55社施第5号) 社会福祉施設における防災対策について(H19.6.20福第379号) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条
○ 非常災害に関する計画の策定について指導事項はあるか。 有	無	
※ 老人福祉施設として吟味された内容となっていること。 ※ 土砂災害、津波被害が想定される地域にあっては、それらに対する情報連絡、避難体制等を含む内容であること。		
③ 非常災害に関する具体的な計画(消防計画等)が職員に周知されていること。	A B C	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条 社会福祉施設における防火安全対策の強化について(S62社施第107号) 消防法施行規則第3条第11項、第12項
○ 消防計画等の職員への周知について指導事項はあるか。 有	無	
※ 各職員の非常災害対策編成表、避難場所、避難誘導経路及び消防用設備配置場所を事務室、詰め所、宿直室、廊下等の見やすい場所に掲示していること。		
④ 非常時の際の関係機関への連絡及び地域協力体制が確保されていること。	A B C	消防法施行規則第3条第10、11項 消防法施行規則第7条、第10条～25条、26条、27条
○ 非常時の連絡協力体制について指導事項はあるか。 有	無	
※ 市町村、消防機関、近隣施設、病院等相互間の連携や地域住民等との連携協力体制が確保されていること。		
⑤ 避難及び消火訓練を年2回以上実施しているとともに、消防訓練については事前に消防機関へ通報していること。	A B C	消防法施行規則第3条第10, 11項
○ 避難訓練等の実施、通報について指導事項はあるか。 有	無	
※ 市町村、消防機関、近隣施設、病院等相互間の連携や地域住民等との連携協力体制が確保されていること。		
⑥ 入所施設として、夜間の防災体制を確保するとともに、夜間又は夜間を想定した訓練を実施していること。	A B C	消防法施行規則第3条第10, 11項
○ 夜間の防災体制等について指導事項はあるか。 有	無	

実地指導検査事項	検査結果	根拠法規等									
<p>⑦ 避難訓練等の内容について、記録を整備していること。</p> <p>○ 避難訓練等の記録の整備について指導事項はあるか。 有 [Redacted]</p>	A B C 無	消防法施行規則第31条の6									
2 消防用設備											
<p>① 法令等に定める消防用設備（消火設備、警報設備、避難設備等）を設置していること。</p> <p>○ 法令等に定める消防用設備について指導事項はあるか。 有 [Redacted]</p>	A B C 無	社会福祉施設における防火安全対策の強化について(S62社施第107号)									
<p>※ 各設備（スプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置等）に故障等の不備がないこと。</p>											
<p>② 消防設備の法定点検が実施されていること。</p> <p>○ 消防用設備の点検について指導事項はあるか。 有 [Redacted]</p>	A B C 無										
<p>※ 消防用設備等自主点検結果記録簿、消防機関に対する年1回の点検結果報告記録</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>点検期間</td> <td>外観点検(破損、変形の有無等)</td> <td>6カ月毎</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機能点検(作動、性能試験)</td> <td>6カ月毎</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合点検(総合的な機能確認)</td> <td>1年毎</td> </tr> </table>	点検期間	外観点検(破損、変形の有無等)	6カ月毎		機能点検(作動、性能試験)	6カ月毎		総合点検(総合的な機能確認)	1年毎		
点検期間	外観点検(破損、変形の有無等)	6カ月毎									
	機能点検(作動、性能試験)	6カ月毎									
	総合点検(総合的な機能確認)	1年毎									
<p>③ 火災発生の未然防止の措置が適切であること。</p> <p>ア 壁、天井等の内装やカーテン、じゅうたん等については、防炎化、難燃化対応となっていること。</p> <p>イ 布団、毛布、シーツ等の寝具類は防炎性能を有するものを積極的に使用していること。(努力義務)</p> <p>ウ やむを得ずストーブを使用する場合、強制対流型のストーブ又はこれと同等以上の安全性を有する器具を使用していること。(努力義務)</p> <p>エ 各部署に火気取締責任者を定めていること。</p> <p>オ 喫煙については、指定した場所での喫煙としていること。</p> <p>カ 夜間においては、可燃物のあるリネン室、倉庫等人気のない密室について施錠していること。</p> <p>キ 夜間に勤務する者は、夜間の巡回を行っていること。</p> <p>ク 事務室、介護職員室、宿直室等必要な場所に非常通報装置を設置していること。</p> <p>ケ 寝たきり等最も重度な者のための居室は、極力1階又は避難の容易な場所としていること。</p> <p>コ 救助された者を一時的に収容するなどのため、近隣施設・病院等、地域住民・ボランティア組織等と連携を密にするなど、協力体制が整備されていること。(努力義務)</p> <p>○ 火災発生の未然防止措置について指導事項はあるか。 有 [Redacted]</p>	A B C 有 無 有 無 A B C A B C 有 無										

実地指導検査事項	検査結果	根拠法規等
<p>④ 消防署の立入検査結果通知書が保管され、それによる改善指示事項に対する処置及びその改善報告が適切に行われていること。</p> <p>○ 消防署の結果通知書の保管、対処措置等について指導事項はあるか。 有 無</p>	A B C	
3 地震・津波対策の実施		
<p>① 立地条件を確認し、危険があれば市町村防災担当部局や消防署と協議する。 耐震診断を受け（昭和56年5月31日以前の建築物は必ず）、対策を講じる。</p>	A B C	
② 地震に対する室内対策が十分であること。		
<p>ア 家具類やテレビ・冷蔵庫などの電器製品、点滴台など備品の転倒・移動防止を図っている。（L字金具等の使用や床、壁への固定など）</p>	A B C	
イ 家具類の天板上に物を置いていない。	A B C	
ウ 家具類の棚などから収納物がはみ出したり、重心が高くなっていない。	A B C	
エ 収納物が飛び出さないよう、引き出し・扉の開き防止対策をしている。 (引き違い扉やセーフティロック付きの物を採用するなど)	A B C	
オ ベッドなどのキャスター付き備品類、車椅子、配膳車、処置車、汚物処理車などは固定ないリストップバーにより停止している。	A B C	
カ ガラスに飛散防止フィルムを貼っている。	A B C	
キ ガラス類の前に倒れやすいものを置いていない。	A B C	
ク 照明器具、空調設備、壁掛け時計・温度計、額縁・パネル、掲示板等が落下しないようにしている。	A B C	
ケ 非常口や避難経路に倒れやすいものや地震時に障害となるものがない。	A B C	
コ 備蓄食料、衛生材料（紙おむつなど）や非常用情報通信機器などは地震や津波の被害を受けにくい場所に保管している。	A B C	
◎ できるだけ建物内の一室や広い廊下を、備品などを置かず利用者が集まれる安全スペースとして確保しておきましょう。		
③ 屋根瓦や門、塀、自動販売機などの危険除去に努め、不要なものは撤去する。 特に津波が予想される施設にあっては、自動車などの施設内流入にも対処する。	A B C	
<p>○ 地震・津波対策の実施について指導事項はあるか。 有 無</p>		

消防予第56号
平成25年2月12日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

殿

消防庁予防課長
(公印省略)

認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について

2月8日夜に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災(別紙1参照)において死者4人、負傷者8人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定ですが、当面は類似の火災の発生を防止するために、認知症高齢者グループホーム等に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

記

1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

2 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

3 火災予防対策の推進

下記事項を参考の上、出火防止、避難経路等の管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

(1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファー等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当

消防庁予防課設備係 守谷、竹本

企画調整係 大嶋、齋藤

予防係 椎名、児玉

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

長崎県グループホーム火災（第6報）

消 防 庁
平成25年2月9日
14時30分現在

1 発生日時等

発生時刻：平成25年 2月 8日 調査中
覚知時刻：平成25年 2月 8日19時43分
鎮圧時間：平成25年 2月 8日21時09分
鎮火時刻：平成25年 2月 8日21時49分

2 発生場所

住 所：長崎市東山手町6番16号 グループホームベルハウス東山手
用 途：複合用途（グループホーム、事務所、住宅（消防法施行令別表第1（16）項イ）

3 建物概要

構造 : 鉄骨造一部木造
階数 : 4階建て
建築面積 : 調査中
延面積 : 529.4m²
1階：グループホーム 121.8m²
2階：グループホーム 148.56m²
3階：事務所 149.04m²
4階：住宅 110.00m²
焼損程度 : 部分焼
焼損床面積 : 調査中

4 死傷者等

(1) 人的被害

死 者 : 4人（女性4人）
負傷者 : 8人
(重症2人（男性1人、女性1人）、中等症4人（女性4人うち1人グループホーム職員）、軽症2人（男性1人、女性1人）)

(2) 建物被害

出火建物 : 調査中

5 火災原因等

2階より出火
他、調査中

6 消防用設備等の設置状況

消火器、火災通報装置、自動火災報知設備、誘導灯

- 7 防火管理の状況
防火管理者選任有、消防計画届出有
- 8 最新の立入検査
平成24年9月3日に長崎市消防局において立入り検査を実施
- 9 消防庁の対応
- 2月8日（金） 21時00分 長崎県から第1報受領
消防庁予防課において予防課長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を実施中
21時30分 長崎県から第2報受領
22時35分 長崎県から第3報受領
23時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の
火災原因調査（特に必要があると認めた場合）を実施
することを決定。
23時35分 長崎県から第4報受領
- 2月9日（土） 0時00分 長崎県から第5報受領
7時35分より 火災原因調査のため消防庁職員2名及び消防研究
センター職員5名を順次派遣
13時56分 長崎県から第6報受領

<連絡先>

消防庁予防課設備係

守谷・竹本

Tel (03)5253-7523

Fax (03)5253-7533

事務連絡
平成25年2月9日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

昨日2月8日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

平成18年1月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災や平成22年3月の北海道札幌市の認知症高齢者グループホームの火災を踏まえ、防火安全体制の徹底等をお願いしてきたところですが、多数の人的被害を伴う火災が発生したことは誠に遺憾です。

あらためて、認知症高齢者グループホームにおいて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び認知症高齢者グループホームへの周知徹底をお願いします。

また、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号。以下「運営基準」という。）に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、市町村は、管内認知症高齢者グループホームに対する指導・助言を行うとともに、併せて、認知症高齢者グループホームにおいて、下記に留意の上、点検が行われるよう周知をお願いします。

なお、都道府県におかれましては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

運営基準第82条の2第1項（第108条で準用）に定める非常災害対策について、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

(参考)

運営基準第82条の2第1項（第108条で準用）

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 地域住民等との連携

運営基準第82条の2第2項（第108条で準用）において、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりの構築状況
- ② 訓練の実施に当たって、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のある訓練の実施状況

(参考)

運営基準第82条の2第2項（第108条で準用）

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

運営基準第93条第2項に定める消火設備の設置状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）において、スプリンクラー設備の設置が規定されていない275m²未満の認知症対応型共同生活介護事業所においても、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用により、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

【点検事項】

- ① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

運営基準第93条第2項

共同生活住居は、その入居定員を五人以上九人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。